

# 役員報酬等に関する規定

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人星山会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員の報酬、退職金、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、法人の理事、監事をいう。

## 第2章 報酬等

(報酬)

第3条 役員の報酬については、支給しない。

(交通費)

第4条 理事会への出席、法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払う。

(1) 役員については、交通費届によって申し出された金額をその都度現金にて支払いを行う。ただし交通費届の申し出がないものについては、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払う。

2 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項は適用しない。

(費用弁償)

第5条 理事会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

## 第3章 出張旅費

(出張旅費)

第6条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。

3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料と

し、出張中の宿泊数に応じて支給する。

4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日あたり5,000円を支給する。

5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

(出張旅費の仮受け)

第7条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第8条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

## 第4章 慶弔

(受章祝金)

第9条 役員が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、東京都知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表1に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第10条 役員が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別表1に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第11条 役員が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表1に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第12条 役員が死亡したときは、別表2の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第13条 役員の親族等が死亡したときは、別表3に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

## 第6章 附則

(改正)

第14条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人星  
山会理事会の議決を経なければならない。

別表1 祝金及び見舞金

区 分	支 給 基 準 額	備 考
受章祝金	ア. 福岡県知事、厚生労働大臣表彰受章のとき 20,000円 イ. 国の褒章制度による褒章受章のとき 30,000円 ウ. 理事長が指定した褒章 10,000円以上30,000円以内	
傷病見舞金	ア. 私傷病見舞金 10,000円 イ. 業務上の傷病による見舞金（通勤災害を含む） 30,000円	
災害見舞金	被害の程度により 10,000円以上50,000円以内	

別表2 弔慰金

対象者	支給基準額	備考
理事長	100,000円	弔電・生花
その他の役員等	50,000円	

別表3 香華料

対 象 者	支 給 基 準 額	備 考
配偶者	30,000円	弔電・生花
父母	10,000円	
配偶者の父母、義父母	10,000円	
子	30,000円	
祖父母	10,000円	弔電
兄弟	10,000円	